

## 部会の設置について

### (1) 設置根拠

愛知県障害者差別解消調整委員会規則第7条

### (2) 設置目的

幅広い分野で発生する差別事案に対し、審議を専門的、効率的に行うため、発生した分野及び障害種別に対応する委員で構成する部会を設置するもの。

### (3) 設置数

4部会（第1部会～第4部会）

（審議する部会は、事案の内容等を勘案し、委員長が選定する。）

### (4) 定数

各部会7人

（ただし、規則第6条に定める専門委員を選任する場合には、定数に含まない。）

### (5) 全体会と部会の役割

#### ○ 全体会（年1回程度開催）

委員会の運営その他必要な事項の決定、部会が行った答申の報告等

#### ○ 部会（事案発生の都度開催）

個別の事案に対する知事への意見答申

（部会で決議した内容は、委員会の決議とされる。）

## ○部会構成（案）（敬称略）

（考え方）

- ・学識経験者1人、障害当事者等3人、事業者代表3人の7人で構成する。
- ・障害当事者等、事業者代表に属する委員を2グループに分け、それぞれ2つの部会に所属する。  
   障害当事者等・・・○身体障害 ○知的障害・精神障害（発達障害を含む）  
   事業者代表・・・○福祉・医療・教育 ○交通・経営者
- ・事案の内容により必要に応じて専門委員を選任する。（定数外）

## ○第1部会

区分	氏名	所属
学識経験のある者	柏倉 秀克	日本福祉大学
障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者 【身体障害】	平野 健司	愛知県身体障害者福祉団体連合会
	水野 樹里	愛知県聴覚障害者協会
	山本 真地子	愛知県盲人福祉連合会
事業者を代表する者 【福祉・医療・教育】	追分 伸夫	愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会
	野田 正治	愛知県医師会
	佐藤 賢	愛知県特別支援教育推進連盟

## ○第2部会

区分	氏名	所属
学識経験のある者	舟橋 民江	愛知県弁護士会
障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者 【身体障害】	平野 健司	愛知県身体障害者福祉団体連合会
	水野 樹里	愛知県聴覚障害者協会
	山本 真地子	愛知県盲人福祉連合会
事業者を代表する者 【交通・経営者】	渡辺 要	中部鉄道協会
	武田 美穂子	愛知県経営者協会
	田中 豊	愛知県商工会議所連合会

## ○第3部会

区分	氏名	所属
学識経験のある者	手嶋 雅史	椙山女学園大学
障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者 【知的障害・精神障害（発達障害を含む）】	三浦 美智子	愛知県知的障害者育成会
	水野 良子	愛知県精神障害者家族会連合会
	佐藤 優美子	愛知県自閉症協会・つぼみの会
事業者を代表する者 【福祉・医療・教育】	追分 伸夫	愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会
	野田 正治	愛知県医師会
	佐藤 賢	愛知県特別支援教育推進連盟

## ○第4部会

区分	氏名	所属
学識経験のある者	手嶋 雅史	椙山女学園大学
障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者 【知的障害・精神障害（発達障害を含む）】	三浦 美智子	愛知県知的障害者育成会
	水野 良子	愛知県精神障害者家族会連合会
	佐藤 優美子	愛知県自閉症協会・つぼみの会
事業者を代表する者 【交通・経営者】	渡辺 要	中部鉄道協会
	武田 美穂子	愛知県経営者協会
	田中 豊	愛知県商工会議所連合会